

環境トピックス



■問い合わせ先 ■ 環境課 ☎(32) 8898

あなたの犬や猫がご近所から好かれるために

誰もが犬や猫を好きとは限りません。ルールを守らない犬や猫の飼い方は誰もが不快に感じます。周囲の人から理解が得られるよう、飼い主は責任と自覚をもって犬や猫を飼うようにしましょう。

■ふん・尿の処理は飼い主の責任です

散歩中はふん・尿を片付ける道具（ふんを拾うスコップ、尿を流す水入りペットボトルなど）を携帯し、必ず処理してください。特に公園付近では、小さな子どもが誤って踏んでしまうケースが多発しています。

■放し飼いはやめましょう

犬を放し飼いにすると、ふん・尿をまき散らす、人にかみつく、物を壊してしまう、という危険があり、周囲の迷惑となります。必ずリードを着けましょう。

猫の放し飼いや、犬と同様に、周囲の迷惑となります。猫は十分なエサがあって、安全でストレスが発散できれば、空間をうまく使えるため広い場所は必要としません。室内で飼うことで、家出や迷子、交通事故、病気の感染、鳴き声やふん・尿によるご近所トラブルも防止できます。

6月は「環境月間」です

6月5日は環境の日ということをご存じですか？

これは、昭和47年6月5日にストックホルムで開催された国連人間環境会議を記念して定められました。

国連では、日本の提案を受けて6月5日を「世界環境デー」と定めています。また、日本でも環境基本法で「環境の日」を定めています。

世界各国で、環境保全の重要性を認識し、環境を守る行動のきっかけとするため、この日に様々な行事が行われています。

皆さんも環境のため、できることから始めてみませんか？

6月は不法投棄防止重点監視月間です

県では、廃棄物の不法投棄を防止するため、不法投棄防止重点月間を設定しています。県内市町、警察と連携し、監視活動の強化を図るとともに、不法投棄防止の気運の醸成を図るため、不法投棄防止キャンペーンの各種取り組みを行い、不法投棄の撲滅を目指しています。

不法投棄は、生活環境の保全や景観に支障を与えるばかりでなく、原状回復には多大な費用と時間を費やします。

廃棄物の不法投棄対策は、未然防止と早期発見・早期対応による拡大防止が極めて重要です。

また、不法投棄の被害に遭い、その行為者が不明な場合には、処分にかかる費用等は土地の所有者が負担することとなります。

山林や雑種地等を所有している場合には、不法投棄防止の看板や進入防止用のロープを設置するなどの未然防止とあわせて、定期的な確認による早期発見に努めましょう。

不用品リサイクル

不用品リサイクル事業とは、市民の皆さまから受け付けたリサイクル可能な不用品の情報を管理し、リサイクル品の譲り受けを希望する方に、その情報を提供する制度です。ごみの減量化を推進するため実施しています。

「譲ってほしい」品物と「譲りたい」品物が一致した場合、相手方の氏名や連絡先などを環境課からお知らせします。その後はご本人同士でお話し合いのうえ、譲り渡しを行ってください。

〈譲りたい〉

4色プリンター、ベビーベッド（組立式、分解済）、レーザーカラオケシステム

〈譲ってほしい〉

南河内第2中学校女子学生服(上下)、学生服(175A)、ギター、医療系電子辞書、テレビ録画機器、ノートPC、ソファ(1人か2人掛け用)、セミダブルベッド、原付スクーター、自転車(24インチ)

